



新ひだか町

# 重層的支援体制整備事業実施計画



<b>1. 計画の基本的な考え方</b> .....	1
(1) 計画策定の背景と目的.....	1
(2) 計画の位置付け.....	2
(3) 計画の期間.....	2
<b>2. 課題と対策</b> .....	3
(1) 現状と課題.....	3
(2) 対策.....	3
<b>3. 重層的支援体制整備事業の実施内容と実行体制</b> .....	5
(1) 重層的支援体制整備事業の体系.....	5
(2) 新ひだか町における重層的支援体制整備事業の全体像.....	5
(3) 包括的相談支援事業.....	6
(4) 参加支援事業.....	7
(5) 地域づくり事業.....	8
(6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	10
(7) 多機関協働事業.....	10
<b>4. 重層的支援会議と支援会議</b> .....	12
<b>5. 連携体制の構築</b> .....	15
<b>6. 計画の評価と進捗管理</b> .....	15
<b>7. 参考資料</b> .....	16
(1) 関係法令	
■ 社会福祉法	

## 1. 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や人口減少、核家族や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、社会の環境が大きく変化するなかで、家族同士や地域内での支援力が低下する一方で、「<sup>1</sup>ダブルケア」や「<sup>2</sup>8050問題」のように複雑・複合化した課題を抱える世帯や、悩みや課題があるものの、公的サービスでは対応することができない制度の“狭間”にある世帯への支援の必要性などが顕在化してきました。

このような課題に対応するため、国は社会福祉法などの法令を改正し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人同士や人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、誰もが互いに支え合いながら安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めており、複雑で多様な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月に、本人や世帯の属性に関わらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐしや、<sup>3</sup>アウトリーチも含めて継続的につながり続ける伴走支援を行う「相談支援」、社会・地域とのつながりを回復するため本人ニーズに合った社会資源を活用し、多様な支援を行う「参加支援」、属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性を育成する「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（以下、「重層事業」という。）が創設されました。

本町においては、施策の根幹かつ最上位計画である「新ひだか町総合計画」（地域福祉計画を包含）における取り組みを基礎とし、総合計画の将来像として掲げている「みんなでつくる希望にあふれるまち！」と基本理念である「協働・連携」「創造・挑戦」「自主・自立」「持続・安定」を地域全体で目指すため、重層事業を実施し、複雑かつ複合化した課題に取り組んでいくこととしました。

本計画は重層事業の取り組みによって多様なニーズをもつ町民の皆さまを包括的かつ柔軟に支援することで地域共生社会を実現するための基本方針や実施体制を明確にすることを目的に策定するものです。

---

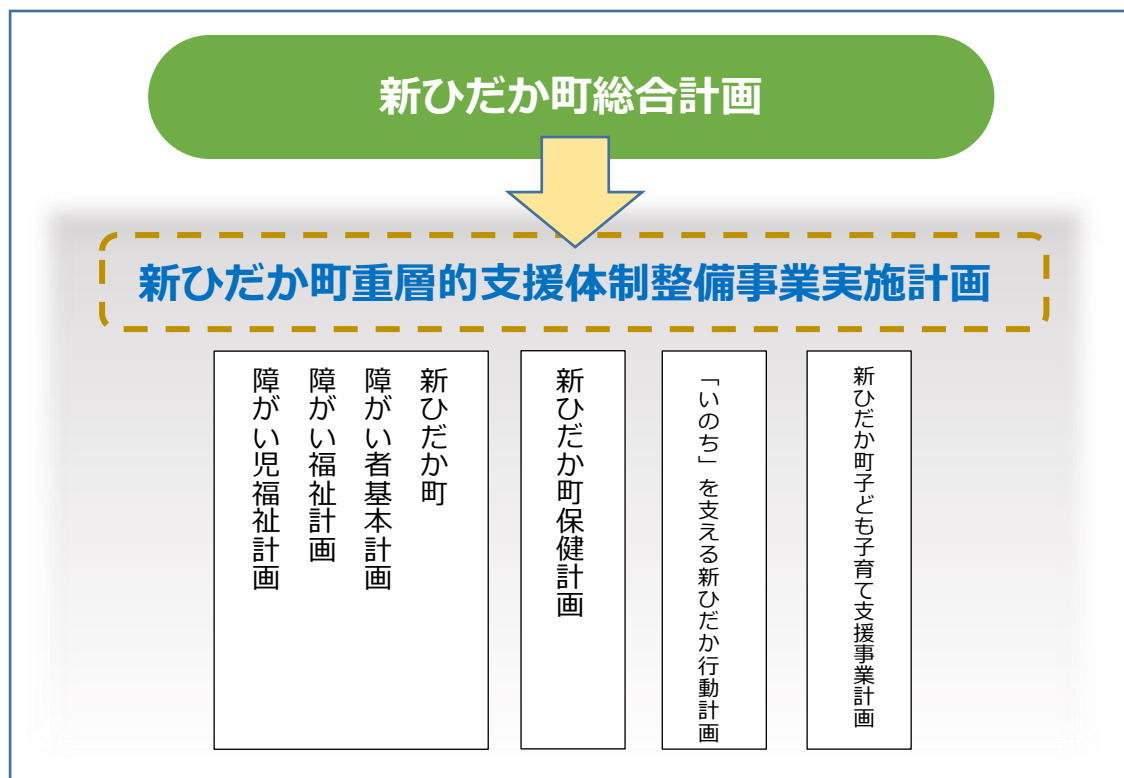
<sup>1</sup> ダブルケア：狭義では育児と介護が同時期に発生する状態を指し、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題を指す

<sup>2</sup> 8050問題：80代の親が、50代の子ども（特にひきこもり）の生活を支える状況で、親子共に経済的困窮や孤立に陥る社会問題

<sup>3</sup> アウトリーチ：さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること

## (2) 計画の位置付け

本計画は、「新ひだか町第2次総合計画」における6つの基本目標のうち、「誰もが参加できるまちづくり」「健康で、生きがいのある暮らしづくり」「町の将来を支える心豊かな人づくり」に資する計画であることから、総合計画の附属計画として位置付けるとともに、高齢、こども、障がいなど保健福祉分野の関連計画との整合性を図り、重層事業の実施に関する具体的な事項を定めるものです。



## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）の3年間とし、以降は、「新ひだか町総合計画」と計画期間の整合性を図り、連動した計画策定を予定しています。

## 2. 課題と対策

### (1) 現状と課題

計画策定にあたり、庁内の高齢、障がい、こども、生活困窮、保健の各分野に係る相談支援担当課（係）にヒアリングを実施しました。複雑・複合化した課題の相談件数や支援件数を数値化して管理している課（係）はありませんでしたが、どの分野においても相談や対応が困難な事例が年に複数件あり、対応に苦慮しながらも各分野における専門性の高い相談支援機関や専門機関とのネットワークや既存の会議体の活用により対応していることが分かりました。

その一方で、解決のために各課（係）や関係機関の間での調整に多大な時間と労力を要することや、相談者からの訴えがない・見えにくいことなどから、支援者が相談者とその家族が抱える課題を包括的に聞き出し、横断的にサポートするまでには至らないケースが多く潜在している状況が見えてきました。

### (2) 対策

これらの課題に対応していくためには、既存の分野別相談支援体制の機能を維持しつつ、複雑・複合化した課題を包括的に受け止め、課題を整理したうえで、確実に支援に繋げていく強固な連携体制を構築する必要があります。

そのため、相談の最初の受け手となる相談支援機関において、適切な支援機関や福祉サービスに着実に繋がられるよう、相談機関のスキルを高め、平準化するとともに、相談機関や支援機関の集約リストや相談者の状況に応じた支援メニュー等を互いに共有できる仕組みの導入を検討します。

また、支援機関同士が、お互いに顔の見える風通しの良い関係性を構築するとともに、相互の制度理解が必要です。

併せて、多機関同士の連携による“つなぎ”や既存の会議体を活用しても解決困難な事例については、支援機関の間の調整や役割分担を明確化し、包括的な支援体制を見つげ出すための新たな会議体を設置し、フォーマル・インフォーマルを問わず関係機関同士が協働で支援していく体制を構築する必要がありますので、支援機関の理解促進や意識醸成、相互の制度理解を進めるための勉強会や研修会、意見交換会などを実施します。

一方、複雑・複合化した課題を抱えながらも、支援の訴えを求めることが困難な方や、課題に気付かないケースに対しては、アウトリーチを通じたケースの掘り起こしを行い、課題解決への支援を行います。

これら、多機関協働での取り組みを進めていく中で集積した対応事例については、会議や研修等を通じて関係機関へフィードバックし、ノウハウの共有と新ひだか町全体の支援体制の底上げを図ります。

### 3. 重層的支援体制整備事業の実施内容と実行体制

#### (1) 重層的支援体制整備事業の体系

重層的支援体制整備事業においては、高齢や障がい、こども、生活困窮など相談者の属性や世代を問わず、

- ①包括的に受け止める「相談支援」
- ②社会とのつながりをつくるための「参加支援」
- ③交流や参加、学びの場となる「地域づくり支援」
- ④支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」
- ⑤支援関係者全体で包括的に支援を調整する「多機関協働」

上記 5 つの事業を一体的かつ複合的に実施することで複雑・複合化した問題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応できるように包括的な体制を整備するものです。

事業の名称	対象となる事業等
①包括的相談支援事業	(高 齢) 地域包括支援センター運営事業
	(障がい) 障がい者相談支援事業
	(こども) 利用者支援事業
	(困 窮) 福祉事務所未設置町村による相談事業
②参加支援事業	新規機能
③地域づくり事業	(高 齢) 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業
	(障がい) 地域活動支援センター事業
	(こども) 地域子育て支援拠点事業
	(困 窮) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ※令和7年度からの新規事業
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規機能
⑤多機関協働事業	新規機能 (支援プランの作成も一体的に実施)



■設置形態：<sup>5</sup>基本型

■実施体制

分野	事業	
高齢	地域包括支援センター運営事業	
	主な対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	地域包括支援センター（直営1か所）
	事業内容	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスまたは制度の利用につなげる等の支援を行う。
	担当課・係	地域包括支援センター
障がい	障がい者相談支援事業	
	主な対象者	障がい者
	支援機関	相談支援事業所（直営1か所、委託2か所）
	事業内容	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び援助を行う
	担当課・係	健康推進課（障がい者福祉係）
子ども	利用者支援事業	
	主な対象者	子ども及びその保護者
	支援機関	子ども家庭センター（直営1か所）
	事業内容	児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員と母子保健の相談を担当する保健師の両者が適切に連携・協力し、全ての妊産婦・子育て世帯への一体的支援を行う
	担当課・係	子ども家庭センター
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業	
	主な対象者	生活困窮者
	支援機関	健康推進課、福祉課社会福祉係（直営）
	事業内容	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、自立相談支援事業など必要に応じて、他機関へつなぐ支援等も行う。
	担当課・係	健康推進課、福祉課社会福祉係

<sup>5</sup> 基本型：重層的支援体制整備事業の実施形態のひとつで、他に複数分野の事業を集約する統合型、基本型や総合型の拠点を設置したうえで地域住民な身近な場所で相談を行う地域型がある

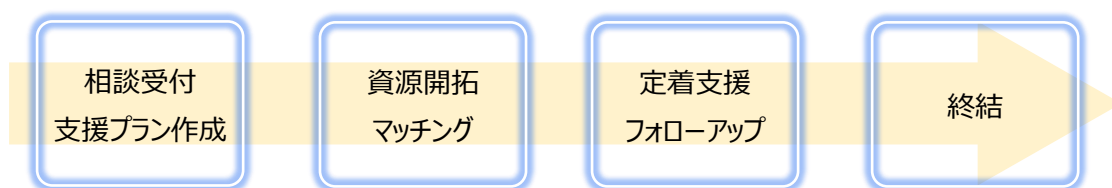
#### (4) 参加支援事業

既存の各分野における制度の支援では対応できない複雑・複合化した課題を抱えた方や世帯の社会参加を図るため、利用者の課題や希望などを把握し、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けたマッチング等の支援を行います。

マッチング後においても、定着に向けて本人の状況やニーズ・希望に沿った活動ができていくかを継続的に確認するほか、受け入れ先の課題等をサポートするなど、本人と社会のつながりを再構築するための支援を行います。

また、本人等からの課題やニーズに対するコーディネートやマッチングを行うだけでなく、社会資源の拡充や開拓についても関係機関と協議します。

##### ■支援のフロー



主な支援対象者	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援や居住支援では対応が難しい制度の狭間にある個別性の強いニーズを有している方など
支援機関	労働者協同組合ワークス・センター事業団（委託1か所）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の支援では対応が困難な対象者の狭間のニーズに対応するため、福祉サービス事業者やボランティア団体など地域の社会資源とのマッチングを行う</li> <li>・日常生活を営むために必要な居住支援を行う</li> <li>・マッチング後には、継続的なフォローアップを実施</li> </ul>
所管課・係	健康推進課

#### (5) 地域づくり事業

高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の事業の取り組みを活かしながら、各分野で機能している交流の場や居場所において、世代や属性を超えた受入れの拡充など、多様な活動が展開できる環境整備を推進します。

分野	事業	
高齢	地域介護予防活動支援事業	
	主な対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	地域包括支援センター、社会福祉協議会（直営1か所、委託1か所）
	事業内容	・高齢者の主体的な介護予防の取組を推進するた

		<p>めの支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士等の専門職が各地域へ出向き、健康づくり講座等を実施する等により、住民主体の集いの場の育成・支援を行う。</li> </ul>
	担当課・係	地域包括支援センター
高齢	生活支援体制整備事業	
	主な対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	地域包括支援センター、社会福祉協議会 (直営1か所、委託1か所)
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源開発やネットワーク構築、ニーズと生活支援サービスのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを配置する。</li> <li>・生活支援コーディネーターを補完するため、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を設置。</li> <li>・住民ニーズの把握と自助や互助(共助)の取り組みを促進するため学習会やワークショップを開催する。</li> </ul>
	担当課・係	地域包括支援センター
障がい	地域活動支援センター事業	
	主な対象者	障がい者
	支援機関	地域活動支援センター木の実
	事業内容	障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供を行う専門職員を配置し、医療、福祉等との連携強化のための調整や住民ボランティアの育成等を支援する。
	担当課・係	健康推進課・障がい者福祉係
こども	地域子育て支援事業	
	主な対象者	こども及びその保護者
	支援機関	静内保育所、マーガレット、本桐保育所、もこもこ
	事業内容	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する。
	担当課・係	こども家庭センター
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
	主な対象者	生活困窮者
	支援機関	労働者協同組合ワーカーズ・センター事業団 (委託1か所)
	事業内容	住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティ

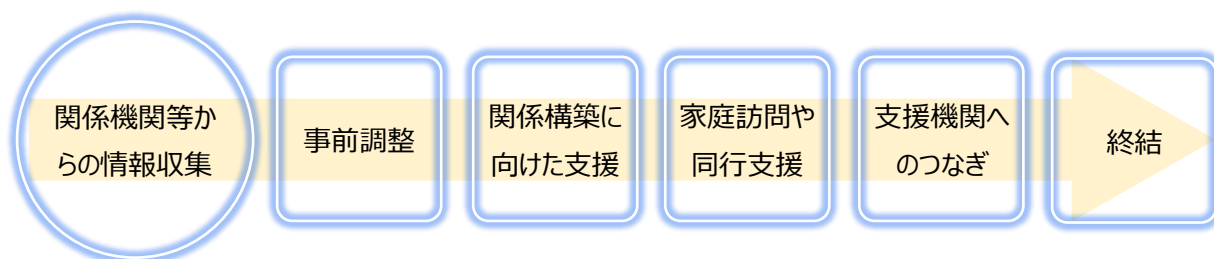
		を形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
	担当課・係	健康推進課

## (6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑・複合化した課題を抱えながらも、支援を自ら求めることが難しい方や支援の必要性が高いと思われるが自身の課題や困り感に気付いていない方など、潜在的にニーズを抱える方や世帯等に支援が行き届くよう、地域の住民や関係機関と連携し、伴走しながらつながりを持つ支援を行います。

また、支援対象者との信頼関係が構築された後には、参加支援事業や多機関協働事業へとつなぎ、包括的な支援体制を構築します。

### ■支援のフロー



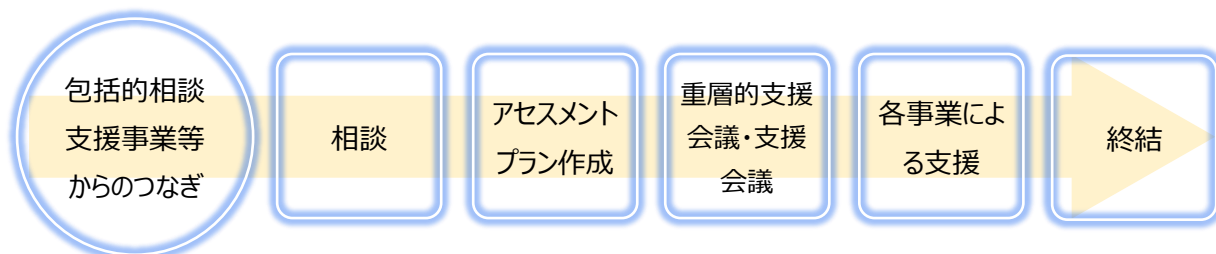
主な支援対象者	複雑・複合化した課題を抱えながらも、支援を自ら求めることが難しい方や支援の必要性が高いと思われるが自身の課題や困り感に気付いていない方など
支援機関	労働者協同組合ワーカーズ・センター事業団（委託1か所）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議や地域住民、民生委員、支援機関等からニーズを抱える相談者や地域住民の情報収集を行う。</li> <li>・地域住民や既存の支援機関のアウトリーチ機能と連携して対象者への継続的な訪問等を通じて関係構築に向けた働きかけを行う。</li> </ul>
所管課	健康推進課

## (7) 多機関協働事業

包括的相談支援事業などの相談からつながることができた、複合・複雑化した多分野に渡る課題があり、単独の支援関係機関での対応が難しいケースや、支援機関同士の役割分担や課題整理を行う必要があるケースに対しては多機関協働事業が課題の整理や調整を行います。

多機関協働事業は、ケースの課題が多分野にわたるだけでなく、「複合・複雑化した課題があり、世帯全体に支援が必要な場合」や「制度の狭間にあるケースである」ことに加え、単独の相談支援機関や既存の連携体制・会議体では解決が困難と思われるケースに対して調整等実施します。

■支援のフロー



包括的相談支援機関等からつながれたケースについて、<sup>6</sup>重層的支援会議・<sup>7</sup>支援会議を開催し、支援プランの作成や評価、関係機関の役割分担等を協議します。

支援プランの決定後は、支援機関同士が連携しながら見守りや伴走等の手法で継続的な支援を行います。

多機関協働事業	
主な支援対象者	複合・複雑化した他分野にわたる課題があり、単独の支援関係機関での対応が難しいケースや、支援機関同士の役割分担や課題整理を行う必要がある方など
支援機関	健康推進課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業のほか、重層的支援体制に関係する機関同士の連携を円滑にするためのサポートや調整を行う</li> <li>・必要に応じ重層的支援会議や支援会議を開催し、支援プランの検討や支援関係機関の役割分担についての協議を行う</li> <li>・支援プランの決定後は、ニーズに合った効果的な支援となっているのかをモニタリング</li> </ul>
所管課	健康推進課

<sup>6</sup> 重層的支援会議：関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに対して、支援プランを共有するほか、支援プランの適切性を協議する会議

<sup>7</sup> 支援会議：会議の構成メンバーに対する守秘義務を設け、支援者同士が安心して潜在的な課題を抱えるケースに関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、支援機関が課題を把握していながらも支援が届いていないケースの個々の事案共有や支援体制づくりを円滑にする会議

## 4. 重層的支援会議と支援会議

重層的支援会議と支援会議は、支援機関の間の役割分担や多機関協働事業者等が作成した支援プランの適切性検討やプラン終結時の評価、社会資源の把握や開発・充足に向けた検討などを行います。

なお、会議を開催する際には他分野にわたるケースである事のみで判断するのではなく、内容について多機関協働事業による調整等を実施したうえで会議を行うこととし、いわゆる困難事例の単純な投げ込み場所とならないよう注意します。

また、「重層的支援会議」と「支援会議」の違いは、以下のとおりですが、会議の開催にあたっては、どちらの会議の位置付けとするかを決定するほか、場合によっては同一会議内で時間を切り分けて実施することも想定します。

### ■ 重層的支援会議と支援会議

項目	重層的支援会議	支援会議
目的	包括的相談支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などで把握した対象者のうち、 <u>個人情報</u> の共有について本人同意が得られている事例に対して支援プランの検討や関係機関の役割分担を行う	包括的相談支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などから把握された潜在的な課題を抱える対象者について、 <u>個人情報の共有に関する本人同意が得られる前に</u> 、 <u>予防的かつ早期の支援実施</u> を目的に情報交換や必要な支援策の検討を行う
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者に対する個別支援プランの協議・決定</li> <li>プラン終結時における支援の経過と成果の評価・検証</li> <li>参加支援事業のプラン作成等を通じてニーズに対応する社会資源の不足が把握された場合に、社会資源の開発に向けた取り組みを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人同意が得られる前の潜在的課題を抱えたケースの情報共有</li> <li>予防的かつ早期的な支援方針の検討・決定</li> <li>緊急度合が高いケースへの対応検討</li> </ul>
参集者	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内関係課（多機関協働事業所管課含む）</li> <li>包括的相談支援事業者</li> <li>参加支援事業者</li> <li>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</li> <li>支援対象者に応じた関係機関（福祉サービス事業者、医療機関、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、警察ほか）</li> </ul>	

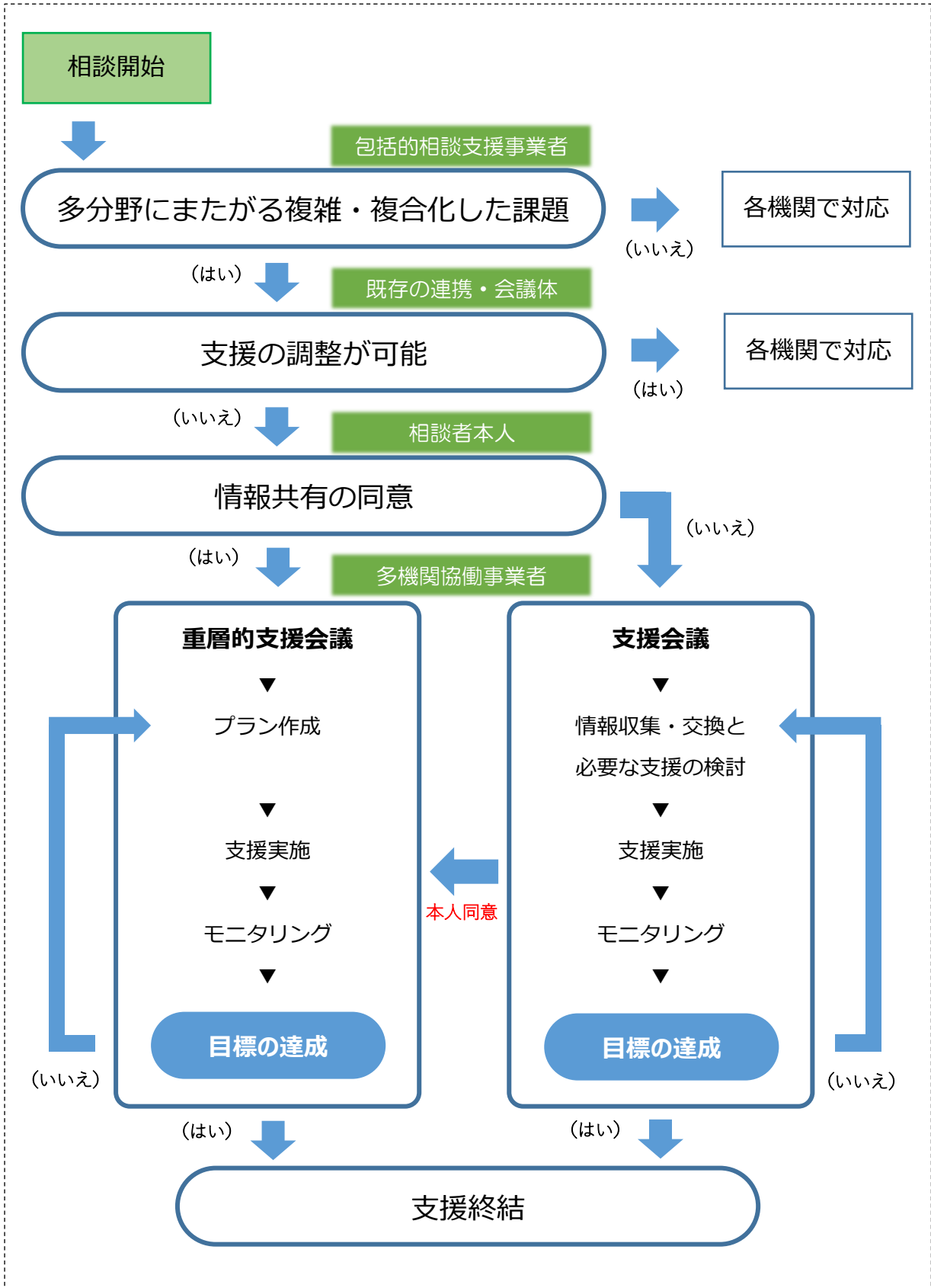
開催時期	必要時随時	必要時随時
個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の共有には本人同意が必要</li> <li>・会議参加者は、知り得た全ての情報について守秘義務がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>8</sup>社会福祉法第106条の6に基づく会議であり、構成員に守秘義務を課すことから、個人情報の共有について、本人同意は不要</li> </ul>

■重層的支援会議における主な検討事項

開催時期	検討事項
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針</li> <li>・支援機関の役割分担を確認</li> <li>・モニタリング時期の検討 など</li> </ul>
再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況変化の確認と評価</li> <li>・現行プランの確認と評価</li> <li>・再プランの策定</li> </ul>
支援終結の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成状況の評価</li> <li>・支援の状況の確認</li> <li>・支援終結の評価・判断</li> <li>・フォローアップの必要性和手法の検討</li> </ul>
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と連絡が取れない等の場合には、支援の中断を決定</li> </ul> <p>※中断の判断にあたっては、関係者からの情報収集や自宅訪問など、可能な限り本人との接触を図ったうえで判断する。</p>

<sup>8</sup> 社会福祉法第106条の6：支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

■ 相談開始から支援終了までのフロー図



## 5. 連携体制の構築

### ■ 連携体制の構築

4つの分野（高齢・障がい・こども・生活困窮）間の連携を強化し、一体的な支援を行うため、各種帳票や相談機関一覧表を作成し、連携の円滑化と強固な体制づくりを進めるとともに、関係課や関係機関等による相互の制度理解や意識醸成に向けた研修会・ワークショップを開催します。

### ■ 他分野との連携

4つの分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、「労働分野（ハローワーク等）」、「教育分野（教育委員会・学校）」、「住宅分野」、「環境衛生分野」など多分野との連携が重要であるため、各分野の関係機関に対しても重層的支援体制整備事業の周知・理解促進を図ります。

## 6. 計画の評価と進捗管理

事業の着実な推進のため、年度ごとの実施状況を確認したうえで、PDCA（計画／実行／評価／改善）サイクルを通じた事業の点検を行い、施策の充実や改善、効率的な事業実施に努めます。

本計画の評価にあたっては、「地域ケア会議」、「障がい者自立支援協議会」、「子ども・子育て支援会議」に進捗状況を報告し、評価を得ることとします。

## 7. 参考資料

### (1) 関係法令

#### ■ 社会福祉法

##### (包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

##### (重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業【多機関協働事業】

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業【多機関協働事業（支援プランの作成）】

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するにあたっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### **（重層的支援体制整備事業実施計画）**

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要

な事項は、厚生労働省令で定める。

### (支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。